（改善命令）

第十七条　都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十八条　都道府県知事は、医療的ケア児支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき又は医療的ケア児支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第四章　補則

（広報啓発）

第十九条　国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援の重要性等について国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（人材の確保）

第二十条　国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に対し医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

（研究開発等の推進）

第二十一条　国及び地方公共団体は、医療的ケアを行うために用いられる医療機器の研究開発その他医療的ケア児の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

２　政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

３　政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　菅　義偉
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久

政　令

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百七十二号

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十七条第一項、第百二十八条第一項（同法第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第百二十九条第一項並びに会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第五十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路交通法施行令の一部改正）

第一条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二号中「三十キログラム」を「九十キログラム」に、「あつては七百キログラム」に改める。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、「受けて、その納付書により反則金を納付しなければ」を「受けなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

３　法第百二十八条第一項の規定による反則金の納付は、次の各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該各号に定める者に対して行わなければならない。

一　第一項の納付書（前項各号に掲げる者にあつては、同項の納付書）による方法　日本銀行（国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を含む。）

二　第一項の通告に係る反則行為が行われた地を管轄する都道府県警察（当該通告が法第百二十六条第三項ただし書に規定する告知に係るものである場合にあつては、同項ただし書に規定する都道府県警察）の職員のうち会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定により反則金の収納に関する事務を行うこととされたものの預金又は貯金の口座であつて、当該事務のために管理するものとして当該都道府県警察の警察本部長が公示したものへの振込み（当該反則行為をした者の氏名その他内閣府令で定める事項を明らかにして行うものに限る。）の方法　当該職員

第五十二条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「、第二項」を「、第三項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「告知」と」の下に「、第三項第一号中「納付書（前項各号に掲げる者にあつては、同項の納付書）」とあるのは「納付書」と、同項第二号中「通告」とあるのは「告知」と、「告知に係るもの」とあるのは「もの」と」を加える。

第五十二条の二第二項中「前条第二項、第三項第二号、第四項及び第五項」を「前条第二項第二号及び第三項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第二項第二号中「通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「法第百三十条の二第一項の規定により定められた期限まで」と、同条第三項第一号中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項各号」とあるのは「同条第二項において読み替えて準用する前項第二号」と、同項第二号中「第一項の通告に係る反則行為が行われた地」とあるのは「法第百三十条の二第一項の規定による指示をした家庭裁判所又はその支部の所在地」と、「（当該通告が法第百二十六条第三項ただし書に規定する告知に係るものである場合にあつては、同項ただし書に規定する都道府県警察）の職員」とあるのは「の職員」と、「反則行為を」とあるのは「指示に係る反則行為を」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。